

道路監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

道路監理員規程の一部を改正する訓令

道路監理員規程（昭和 46 年岩手県訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(道路監理員)</p> <p>第2条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に所属する職員であり、並びに地方振興局土木部及び土木部出張所並びに土木事務所に所属する職員である職員のうち次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="113 757 783 1473"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方振興局土木部</td> <td>部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、総務管理課長、道路都市課長、道路環境課長、管理課長、道路河川環境課長、企画管理課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>地方振興局土木部出張所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職 員	地方振興局土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、総務管理課長、道路都市課長、道路環境課長、管理課長、道路河川環境課長、企画管理課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	地方振興局土木部出張所	[略]	[略]		<p>(道路監理員)</p> <p>第2条 道路監理員は、県土整備部道路環境課に勤務する職員であり、及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="825 757 1500 1473"> <thead> <tr> <th>出先機関</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部</td> <td>部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部土木センター</td> <td>所長、管理用地課長、工務課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員</td> </tr> <tr> <td>広域振興局総合支局土木部出張所及び地方振興局土木部出張所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関	職 員	広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員	広域振興局総合支局土木部出張所及び地方振興局土木部出張所	[略]	[略]	
区 分	職 員																		
地方振興局土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、総務管理課長、道路都市課長、道路環境課長、管理課長、道路河川環境課長、企画管理課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																		
地方振興局土木部出張所	[略]																		
[略]																			
出先機関	職 員																		
広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の土木部	部長、管理用地室長、道路河川室長、建設調整主幹、調整課長、総務管理課長、管理課長、道路整備課長、道路環境課長、道路河川環境課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																		
広域振興局総合支局土木部土木センター	所長、管理用地課長、工務課長その他の道路管理に関する事務（用地に係る事務を除く。）を担当する職員																		
広域振興局総合支局土木部出張所及び地方振興局土木部出張所	[略]																		
[略]																			
<p>(報告)</p> <p>第4条 道路監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、別記様式により、知事又は関係地方振興局長に報告しなければならない。</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県知事（ <u>地方振興局長</u> ） 様</p> <p style="padding-left: 100px;">県土整備部道路環境課（ <u>地方振興局</u> ）</p> <p style="padding-left: 100px;">道路監理員 氏 名 印</p> <p>[略]</p>	<p>(報告)</p> <p>第4条 道路監理員は、前条に規定する権限を行った場合は、別記様式により、知事又は関係広域振興局若しくは地方振興局長に報告しなければならない。</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県知事（ <u>振興局長</u> ） 様</p> <p style="padding-left: 100px;">県土整備部道路環境課（ <u>振興局</u> ）</p> <p style="padding-left: 100px;">道路監理員 氏 名 印</p> <p>[略]</p>																		
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																			
<p>附 則</p> <p>この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>																			